

中国の女性問題

2013年6月22日

日中未来の会 資料 田中 綾子

1、国家の女性政策の特色

- ・国家主導型男女平等政策と推進母体としての婦女聯合会。
 - ・国家の国家による国家のための「男女平等」法政策、国家の国家による国家のための女性解放。
 - ・法律婚の保護：女性と家庭と子どもを一体化し、社会的弱者としての女性に特別配慮する。
 - ・婦女聯合会の価値観：家族の求心力を回復させることにより「社会の安定」を図る。
- ※「中国女性權益保障法」総則第2条 女性は、政治的、経済的、文化的、社会的及び家庭生活などの各方面において男性と平等な権利を享有する。男女平等を実施することは、国の基本的国策である。国家は必要な措置をとり、女性の權益を保障する各種の制度を漸次完全なものにし、女性に対するあらゆる形態の差別をなくす（2005年8月改正）。

2、女聯合会とは何か

(ア) 組織の性格と法的位置付け

- ・党の※「領導」の下、党（政府）と女性大衆を結ぶ橋梁と紐帯で、党のイデオロギーを継承。
 - ※ 上からの指令や任務を無条件に受け入れ遂行する。
- ・憲法の前文で、共産党の「領導」の下にある人民団体、女性動員の装置であると規定。
- ・女性權利權益保護法7条で、女性の權利權益の代弁者と規定。10条2項で、女性の法政策決定プロセスへの参加根拠としている。

(イ) 組織の構成、人事および財政

- ・全国婦聯を頂点に行政区分に応じた各クラスの婦聯によるネットワークが形成されている。地方組織 48705 カ所、基層組織 83.3 万カ所（2004 度統計）
 - 下級組織に対する上級組織の「領導」、同クラスの党組織による指導。
- ・女性幹部の養成・派遣基地（婦聯組織に正式に所属する職員のことを幹部と呼び、みなし公務員の待遇を受ける）。幹部の選抜や任用は党委員会の権限。つまり、「特権」的地位はあるが、実権はないため、党（政府）へ従属している
- ・逆ピラミッドの幹部配置。女性幹部は副業・名誉職・周縁部門が多く、生業・実権・中心部門が少ない（「三多三少」現象）。
- ・地方婦聯の財政は地方政府に依存するが、任務過重で資金不足である。

3、家事・育児・高齢者介護と仕事の両立の困難を抱える中国女性

- ・党は、1980年代「四つの近代化」、社会主義強国を目指し、女性の経済的自立支援と専業主婦層の形成回避を図る。女性は、生産労働と再生産労働の二重負担を負う。

女性の仕事と家庭の両立支援

- ・女性の就業促進：男女平等の実現のための自立支援の一環、エンパワーメントの推進で、目指すのは、自立した女性像。

(事例) 出産休職から職場に戻れない。託児所不足で就業できない。

(ア) 地方婦聯や政府は、農村部の女性を家事労働力として養成し、都市部へ組織的に輸送することで、農村女性やリストラ女性が都市部の共働き世帯における再生産労働の主な担い手となる。結果として、性別役割の拡大、社会化をもたらす。

(イ) 家事労働サービス産業は、家事労働の市場化・商品化をもたらし、失業問題や党中央の「婦女回家」(女は家に帰れ)論争による段階的就業制度化を阻止。

4、婚姻法改正

50年婚姻法

- ・男女平等、女性への特別保護、一夫一婦、婚姻の自由(離婚の自由、単意離婚)
 - ※ 1950年5月～1951年9月までの間に、請負婚や売買婚、女性への虐待、婚姻自由への干渉などによる死亡者(自殺、殺害を含む)は11200人を上回ったとされる。
- ・「離婚法」、女性解放のための法、社会の安定、生産労働への参加。
- ・女性運動家による法制定で、「社会のまっとうな構成員たる人間とする」こと。

80年改正婚姻法

- ・請負婚、売買婚などの復活により、全国婦聯が改正をリードする。
- ・産児制限政策、婚姻年齢(男22、女20)の引き上げ・「晩婚晩育」奨励
- ・妊娠中および分娩後1年以内の夫による離婚抑制。

2001年婚姻法一部修正

- ・重婚、DV禁止規定を加える(2条)。
- ・妊娠中止後半年以内の離婚抑制。
- ・離婚時、授乳期にある幼児は母親の扶養を原則とする。
- ・家事労働の評価(離婚の際、補償可能) ※高齢者介護や育児を補償。相手は応じなければならない。女性が貧困ケースは支援する。
- ・2条および4条規定を強調。道徳と法を駆使し家族の紐帯を繋ぎ止める。

※2条 「……女性・子どもおよび高齢者の合法的権利・利益を保護する……」

4条 「夫婦は互いに誠実であり、尊重し合わなければならない。家族構成員間においては高齢者を敬い、幼い者を慈しみ、互いに助け合い、平等で、仲睦まじく、品格ある婚姻・家族関係を維持・擁護しなければならない。」

中国女性法学研究の主要な内容

問題と検討の焦点

1、女性の政治権

・女性の参政権と女性の人民代表における比例問題。女性の参政比例を明確にし、「女性權益保障法」の訴訟性を強め、女性参政権の実現を保障することが検討された。女性の人民代表における比例を法律で定める必要があるか否かについては、賛否両論がある(女性代表の比例を30%以上とする。憲法上の平等原則と民主主義的選挙の基本精神に反する)。

2、女性の労働権

・現在の最大の性差別は、女性の就職と手当である。女性は、人材募集、職業訓練、リストラなどで、差別的にとり扱われている。現状改善のため、生育保険の創設を検討中。

※ 妊娠、出産のため仕事を中断する女性労働者が国又は社会から手当や医療サービスを貰えるという一種の社会保険制度。

・現在の男女別の退職年齢は、平等、自由、弾力的でなければならず、差別的、硬直的、一律的であってはならない。

・職場セクハラの法的取締りを検討。「不法行為法」で禁止すべき。「労働保護法」にセクハラ禁止条項を設けるべき(使用者は労働者に安全な職場を提供する義務がある)。

※ 2009年日系企業でのセクハラ訴訟で、初めて勝訴したが、こわくて出勤できず解雇される。会社のセクハラ防止は不十分だが、会社側は十分と主張。

3、女性の人身権

・女性の拉致売買、婚姻外・婚姻内強姦、セクハラ等の女性に対する各種の暴力的行為を検討。最近セクハラ問題について関心が以前より高まり学術研究の重点となり、それなりの成果も上がった。

4、女性の財産権

・農村女性の土地請負権が侵害されている。原因：土地政策の不安定、不統一。一部農村には、法律や政策に反する規約が存在する。

・土地は一世帯の所有なので、結婚、離婚の分割が大きな問題になっている。女性が嫁ぐ場合、請け負った土地の分割について「農村土地請負法」に規定を盛り込むべきである。また、家族間の利益衝突を解決する抜本的解決方法として、家庭請負権を個人請負権に変えるべきだという主張がある。

5、女性の婚姻家庭における権利

・「DV防止法」を早く制定すべきと、中国では多くの人が主張している。近年、すべての省で、DV防止に関する地方レベルの法規を制定した。さらに、政府はNGO組織と協力し、教育活動を行い、通報センターや傷害鑑定センターと女性救助センターなどを作り、被害女性にアドバイス、保護、医療と心理的救助(P T S D)などのサービスを提供するようになった。国

レベルの「DV防止法」の立法化は、既に全国人民代表大会の立法計画に入れられた。

6、法的責任

・一部の学者は、様々な女性権益侵害行為について、全面的に法的責任を定めなければならないと主張する(行政法上の責任については、行政処罰の制裁方式を取り、行政処罰の範囲を拡大し、被害女性には広範囲にわたる訴訟の権利を与えるべき)。

最近のジェンダーの問題点

① 教育における性差別の問題

女子大学生の比率が男性より高い。北京大学法学部では7割が女子学生なので、センター試験で女性の合格ラインを引き上げる。外国語大学でも同じことを行っている。

② 「女性労働保護条例」で、女性の労働が禁止されている炭鉱や水中での労働などを本人が希望すれば従事させている。また、条例で定めている禁止労働を少なくして女性に従事させている。

② 購入したマンションは、男性の名義で登録する。ローンを二人で支払い、家具は女性が購入する。離婚時、男性はマンションの値上がり分の半分と女性が支払った分は女性に返す。マンションはその後も値上がり、男性が得をする。女性が購入した家具は消耗品で価値がなくなる。したがって、「第10条は、悪法である」。

女性法学研究の問題点

・ 研究費用の不足で、農村と出稼ぎの女性についての研究が少なく研究成果の法律と政策に対する影響力が不足している。

参考資料 北海道大学大学院研究科グローバルCOE博士研究員 李 淑
「ジェンダー法政策の決定プロセスからみる婦女聯合会の役割
現代中国のジェンダー観を探る手がかりとして」
北京大学法学院教授 北京大学女性研究センター副主任 馬憶南
「中国における女性法学研究の現状と動向」

2012年12月9日の「ジェンダー法学会」での研究発表